

失業者の退職手当について（ご案内）

1 支給の対象となる方

失業者の退職手当とは、退職した場合において、その後一定期間内に失業の状態にあり、退職時に支給された「一般の退職手当等の額」が雇用保険の「失業等給付」に満たない場合等に、その差額分を限度として支給するものです。

「失業の状態」とは、単に仕事を失った状態ということではなく、

- 就職したいという積極的な意思があつて
- いつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり
- 積極的に求職活動を行っているにもかかわらず
- 職業に就くことができない状態

をいいます。「一般の退職手当等」を受給した方は「待期日数」があり、受給額に応じた待期期間においても失業していることが要件です。

※4-(3) 参照

2 次のような方は、原則として支給を受けられません

- 家事に専念する方
- 学業に専念する方
- 家業に従事する方
- 自営を開始、または自営準備に専念する方
- 次の就職が決まっている方
- 病気等のため今すぐ働くことができない方
- 退職後しばらく休養するとき

などは失業の状態にあるとはいえません。

基本手当の受給者が、妊娠、出産、育児、病気、介護などにより働くことができない場合は、受給期間の延長申請を行うことができます。

3 支給内容

※ 名称には全て「に相当する退職手当」がつきますが、省略して記載しています。

求 職 者 給 付	基本手当	離職し、一定の要件を満たしている場合に支給		
	技能習得手当	受講手当	公共職業訓練を受講したときに支給	
		通所手当	公共職業訓練を受講するときの交通費	
	寄宿手当	公共職業訓練を受講するため、家族と別居するときの宿泊費		
	傷病手当	病気やケガで15日以上働けない場合に基本手当に替わって支給		
	高年齢求職者給付金	65歳以上の方が離職し、一定の要件を満たしている場合に支給		
就 職 促 進 給 付	特例一時金	季節雇用など短期雇用者が離職し、一定の要件を満たしている場合に支給		
	就業促進手当	再就職手当	受給期間中に受給日数を残して就職した場合の手当	
		就業手当	就職した場合で再就職手当にあてはまらない場合の手当	
		就業促進定着手当	再就職手当を受けた方がその就職先に6か月以上雇用されて、市町村より賃金が低かった場合に受け取れる手当	
		常用就職支度手当	障害者などの就職困難者が就職した場合の手当	
	移転費	公共職業訓練や就職のために引っ越しせざるを得ない場合の移転費		
	求職活動支援費	広域求職活動費	遠隔地にある求人事務所を訪問する場合の交通費、宿泊料	
		短期訓練受講費	再就職のために1か月未満の教育訓練を受け、終了した場合に支払った教育訓練経費	
		求職活動関係役務利用費	面接や訓練受講のために保育等サービス利用のために負担した費用	

※各退職手当の記載は概要です。支給には全て要件があります。

4 留意点

(1) 受給期間

原則として離職日の翌日から1年（特例一時金は6カ月）です。支給は、ハローワークで求職申込の процедуруしてからの開始となりますので、退職票の交付を受けたら、お早めに求職申込手續をしてください。基本手当は、妊娠、出産、育児、病気、介護などにより、30日以上継続して職業に就くことができない場合は、受給期間の延長を申請することができます。（受給期間を延長することができるのは、基本手当のみです。）

(2) 給付制限

退職した理由によっては、求職申込手續をした日から2カ月または3カ月間、基本手当を受給できない期間があり、これを給付制限といいます。

(3) 待期日数

一般の退職手当を受給した場合は、受給した一般の退職手当の額を基本手当日額で除して得た数の日数分は待期（支給を受けない日数）となります。基本手当及び高年齢求職者給付金及び特例一時金は、待期日数を超えて失業している場合に支給されるものです。

(4) 基本手当日額

基本手当として受給できる1日あたりの受給額です。基本手当日額は、退職の月前における最後の6月に支払われた給与の総額を180で除して得た金額（賃金日額）の45～80%です。

(5) 所定給付日数

退職時の年齢、勤続期間、退職理由によって異なります。

5 支給を受けるには

基本手当に相当する退職手当の支給を受けるには、失業の証明を受ける期間中に、原則として2回以上の求職活動（就職しようとする意思を具体的かつ客観的に確認できる積極的な活動のことをいいます。）の実績が必要となります。

また、自己都合などで退職された場合、離職理由によっては2か月または3か月の給付制限期間があり、この期間とその直後の証明日の前日までの期間については、原則として2回以上（給付制限期間が3カ月の場合は、3回以上）の求職活動の実績が必要となります。

求職活動は、求人への応募、ハローワーク等が行う職業相談・職業紹介等、企業説明会の受講などです。単なる知人への紹介依頼、雑誌やインターネットで求人情報を閲覧しただけでは認められません。

高年齢求職者給付金及び特例一時金は、求職活動の回数指定はありません。

6 支給を受ける手続き

手續は全て所属していた市町村等を経由して行ってください。流れは次のとおりです。

- ①所属していた市町村等から、退職時に退職票が交付される。
- ②自分の住所を管轄するハローワークに出頭し、退職票を提出して求職申込手續をする。
- ③求職申込手續完了の証明を受けた退職票を、組合に提出する。
- ④組合から受給資格証を交付する。
- ⑤指定された証明日にハローワークに行って、受給資格証または請求書に失業の証明を受ける。
- ⑥請求書に求職活動申告書、受給資格証、振込口座の通帳の写し（初回のみ）を添えて提出する。

組合に請求書が到達し失業が認定されれば、到達から2週間程度で指定の口座にお振り込みとなります。